

奈良県告示第五百十三号

次に掲げる印は、令和二年三月三十一日限り廃止する。

- 一 昭和四十四年三月奈良県告示第六百十二号で告示した奈良県立筒井寮長印及び奈良県立筒井寮印
- 二 平成八年八月奈良県告示第二百四号で告示した奈良県農林部長印
- 三 平成十九年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した奈良県情報システム課長印
- 四 平成二十年三月奈良県告示第四百七十一号で告示した奈良県地域振興部長印、奈良県立図書館長印、奈良県くらし創造部長印、奈良県景観・環境局長印、奈良県マーケティング課長印、奈良県道路管理課長印、奈良県まちづくり推進局長印、奈良県地域デザイン推進課長印及び奈良県都市計画室長印
- 五 平成二十二年三月奈良県告示第四百二十号で告示した奈良県地域振興部企画管理室長印、奈良県くらし創造部企画管理室長印、奈良県産業・雇用振興部長印、奈良県産業・雇用振興部企画管理室長印及び奈良県農林部企画管理室長印
- 六 平成二十三年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した奈良県子育て支援課長印
- 七 平成二十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示した奈良県道路環境課長印、奈良県地域交通課長印及び奈良県河川課長印
- 八 平成二十六年十二月奈良県告示第三百五十八号で告示した奈良県立登美学園長印
- 九 平成二十八年三月奈良県告示第五百十四号で告示した奈良県大宮通り新ホテル・交流拠点事業室長印
- 十 平成二十九年三月奈良県告示第五百六十二号で告示した奈良県新たな森林管理体制準備室長印
- 十一 平成三十年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した奈良県行政経営・ファッションマネジメント課長印及び奈良県インバウンド・宿泊戦略室長印
- 十二 平成三十一年三月奈良県告示第五百十四号で告示した奈良県エネルギー・土地水資源調整課長印

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾